

株式会社 N T T ドコモ
代表取締役社長 吉澤 和弘 殿

総務省総合通信基盤局長 谷脇 康彦

割賦により端末を販売する際の販売手法について（要請）

電気通信事業法（昭和 59 年法律第 86 号。以下「事業法」という。）は、その目的の中で、電気通信事業の公正な競争を促進することにより、電気通信役務の円滑な提供を確保するとともにその利用者の利益を保護することを定めており、利用者の利益を保護するための具体的な規律を設けている。また、昨年 10 月には、通信料金と端末代金の完全分離及び行き過ぎた囲い込みの是正等を内容とする電気通信事業法の一部を改正する法律（令和元年法律第 5 号。以下「改正法」という。）が施行された。

貴社においては、一定の条件を満たす場合に割賦により販売した端末の割賦に係る残債の免除等を行うプログラム（以下「端末購入プログラム」という。）を提供しているところ、現在提供している端末購入プログラムは、自社と通信契約を締結し、又は締結していることをその条件とはしていないものとされている。

端末購入プログラムによる利益の提供について、自社と通信契約を締結し、又は締結していることを条件としない場合には、改正法による改正後の事業法による通信料金と端末代金の分離に関する規律の対象とならないこととなるが、そのためには、単に自社と通信契約を締結し、又は締結している者（以下「回線契約者」という。）と自社とは通信契約を締結しない者（以下「非回線契約者」という。）の両者を端末購入プログラムの対象に含むだけでなく、両者に対する利益の提供に係る追加的な条件、端末の販売方法、事後的な端末の利用可能性等に差異を設けることにより実質的に当該端末購入プログラムの利用の容易性等に合理的な理由のない相違が生じないことが求められる。

このような観点から、総務省では、昨年 10 月に策定した電気通信事業法第 27 条の 3 等の運用に関するガイドラインにおいて、「より一般的な条件に該当することを求める場合においては、「通信役務の利用」等を条件としていることには当たらないこと」を明確化し、また、同年 11 月には「移動端末設備の円滑な流通・利用の確保に関するガイドライン」（以下「SIM ロック解除ガイドライン」という。）を改正し、一定の信用確認措置に応じた者に対する SIM ロックの即時解除等を義務付ける等の対応を行った。

さらに、改正法の施行から半年が経過し、新たな端末の販売も開始される中で、5 月 26 日に開催された競争ルールの検証に関する WG では、現在提供されている端末購

入プログラムについて、回線契約者と非回線契約者に対する追加的な条件等の差異や非回線契約者も対象となっていることに係る周知に関する指摘があったところである。また、総務省では、本日、電気通信事業法第 27 条の 3 等の運用に関するガイドラインを改正し、「通信役務の利用」等を条件としていることについて、回線契約者と非回線契約者とで利益の提供に係る追加的な条件を異ならせたり、回線契約者に比べて非回線契約者が利益の提供に係る他の条件を満たすことを合理的な理由なく難しくしたりしている場合にはそれに当たることを具体的に示したところである。

このため、端末購入プログラムに関し、改正法による改正後の事業法の規律の遵守を徹底するとともに、その状況を把握し、電気通信役務の利用者の利益を保護するため、下記のとおり要請する。

なお、本要請の実施に伴い、「割賦により端末を販売する際の販売手法に係る報告について（要請）」（令和元年 10 月 1 日付け総基料第 148 号）による要請事項 1 及び 2 については、本日以降の報告を必要としないこととする。

記

- 1 「通信役務の利用」等を条件としない端末購入プログラムに係る実質的な負担額、対象者、加入の条件等について当該端末購入プログラムに加入しようとする者が誤解することがないように、不適切な広告、勧誘、説明等を行わないようにするとともに、キャリアショップや量販店等の販売代理店に対する指導を徹底すること。
- 2 「通信役務の利用」等を条件としない端末購入プログラムに加入する非回線契約者が購入した端末がSIMロックにより使用不可になることがないように、SIMロック解除ガイドラインの遵守を徹底すること。
- 3 貴社の提供する端末購入プログラムに関し、次のとおり、総務省に報告すること。なお、報告のあった内容については、総務省において、一定の加工をした上で公表する。
 - ① 「通信役務の利用」等を条件としない端末購入プログラムの提供を開始した場合には、提供開始日、提供場所等の概要、対象者、加入の条件その他の提供条件等について、適宜の様式により、提供を開始した後1月以内に報告すること。それらの提供条件等を変更した場合も、同様とする。
 - ② ①の場合において、「通信役務の利用」等の条件を満たした者と当該条件を満たしていない者とで端末の販売経路、利益の提供に係る追加的な条件等に相違があるときは、相違の具体的な内容及び理由について、適宜の様式により、①に併せて報告すること。それらの端末の販売経路、追加的な条件等を変更した場合も、同様とする。
 - ③ 貴社又は貴社の販売代理店が販売する端末（スマートフォンに限る。以下同じ。）に関し、全ての者に対する販売台数及びそのうち非回線契約者に対する販売台数について、全ての端末の販売台数、端末購入プログラムの対象端末の販売台数、支払方法ごとの販売台数、端末購入プログラムの加入者への販売台数等を、様式1により、月ごとの数値を四半期ごとに、当該四半期の終了後2月以内に報告すること。
 - ④ 貴社又は貴社の販売代理店が販売する端末に関し、全ての者に対する販売台数並びにそのうち回線契約者及び非回線契約者のそれぞれに対する販売台数について、全ての端末の販売台数、販売経路ごとの販売台数、端末購入プログラムの加入者への販売台数を、様式2により、月ごとの数値を四半期ごとに、当該四半期の終了後2月以内に報告すること。
 - ⑤ 端末購入プログラムの加入者に販売した端末のSIMロック解除等に関する次の状況について、様式3により、月ごとの数値を四半期ごとに、当該四半期の終了後2月以内に報告すること。
 - (a) 当該四半期に属する月の月ごとに、回線契約者及び非回線契約者の別に、端末購入プログラムの加入者に販売した端末の状況、購入後100日以内のSIMロック解除の状況及び残債の免除等の状況
 - (b) 当該四半期の二期前の四半期の最終月から3月間における月ごとに、回線契約者及び非回線契約者の別に、端末購入プログラムの加入者に販売した端末の購入後100日以内のSIMロック解除の状況
 - ⑥ 端末購入プログラムの収支に関し、四半期ごとの収入（割賦代金、返却された

端末の売却額及びその他に区分すること。)及び支出(端末の調達費用及びその他に区分すること。)の額について、様式4により、四半期ごとに、当該四半期の終了後2月以内に報告すること。

- ⑦ ①及び②による報告に関し、現に提供している端末購入プログラム(現に加入を受け付けているものに限る。)について、令和2年6月末までに報告すること。
- ⑧ ③から⑥までによる報告について、初回の報告は、令和2年1月から同年3月までの四半期に係る状況について、③から⑥までの期限にかかわらず、同年6月末までに行うこと。

以上

(様式1)

端末購入プログラムに係る端末販売の状況等報告

年度第 四半期

事業者名 _____

	月		月		月	
	全体	非回線契約者	全体	非回線契約者	全体	非回線契約者
販売台数						
プログラムの対象となる機種の販売台数						
割賦による販売台数						
プログラムの対象となる販売方法による販売台数						
プログラム加入者への販売台数						
一括による販売台数						
参考事項						

- 注1 該当する販売方法等が存在しない場合には、「-」と記載すること。
- 2 スマートフォンに係る販売台数を記載すること。
- 3 報告対象期間において、「通信役務の利用」等を条件とした端末購入プログラムと「通信役務の利用」等を条件としない端末購入プログラムの両方を提供していた場合には、それぞれの端末購入プログラムごとに別葉とすること。
- 4 「全体」欄には、回線契約者及び非回線契約者の別を問わず、全ての販売台数を月ごとに記載し、「非回線契約者」欄には、そのうち、非回線契約者に対する販売台数を月ごとに記載すること。
- 5 「プログラムの対象となる機種の販売台数」の項には、端末購入プログラムの対象となっている機種の販売台数を月ごとに記載すること。
- 6 「プログラムの対象となる販売方法による販売台数」の項には、割賦による販売方法のうち、端末購入プログラムの加入を選択することができるものによる販売台数を月ごとに記載すること。
- 7 「プログラム加入者への販売台数」の項には、端末購入プログラムに加入した者に対する端末の販売台数を月ごとに記載すること。
- 8 注記すべき事項がある場合には、「参考事項」の項に記載すること。

(様式2)

販売経路ごとの端末購入プログラムに係る端末販売の状況等報告

年度第 四半期

事業者名 _____

						月	月	月
					
	全体	回線契約者	プログラム加入者	非回線契約者	プログラム加入者
販売台数						
店舗						
キャリアショップ						
その他						
電話						
オンライン						
参考事項								

- 注1 該当する販売経路で販売していない場合には、当該販売経路の項には、「－」と記載すること。
- 2 スマートフォンに係る販売台数を記載すること。
- 3 報告対象期間において、「通信役務の利用」等を条件とした端末購入プログラムと「通信役務の利用」等を条件としない端末購入プログラムの両方を提供していた場合には、それぞれの端末購入プログラムごとに別葉とすること。
- 4 「全体」欄には、回線契約者及び非回線契約者の別を問わず、全ての販売台数を記載し、そのうち、「回線契約者」欄には回線契約者に対する販売台数を、「非回線契約者」欄には非回線契約者に対する販売台数を、月ごとに記載すること。
- 5 「プログラム加入者」欄には、端末購入プログラムに加入した者に対する販売台数を月ごとに記載すること。
- 6 「販売台数」の項の「全体」及び「非回線契約者」の欄には、それぞれ様式1の「販売台数」の項の「全体」及び「非回線契約者」の欄と同じ数値を記載すること。
- 7 店舗、電話及びオンライン以外の販売方法がある場合には、「参考事項」の項に記載すること。
- 8 「キャリアショップ」の項には、いわゆるキャリアショップにおける販売台数を記載すること。
- 9 「その他」の項には、量販店等の「キャリアショップ」以外の店舗における販売台数を記載すること。なお、販売代理店が店舗以外において販売した端末がある場合には、それも含めて記載すること。

- 10 「電話」の項には、貴社が電話で販売した端末の販売台数を記載すること。
- 11 「オンライン」の項には、貴社がオンラインで販売した端末の販売台数を記載すること。
- 12 注記すべき事項がある場合には、「参考事項」の項に記載すること。

(様式3)

端末購入プログラム加入者のSIMロック等状況報告

年度第 四半期

事業者名 _____

1 (1) プログラム加入者に対する端末販売の状況

	月		月		月	
	台数	SIM ロック	台数	SIM ロック	台数	SIM ロック
回線契約者						
非回線契約者						
参考事項						

1 (2) プログラム加入者に対して販売した端末の購入後 100 日以内 SIM ロック解除の状況

	件数		
	月	月	月
回線契約者(通信契約を解約した者を含む。)			
非回線契約者			
参考事項			

1 (3) プログラム加入者に対して販売した端末の残債の免除等の状況

	金額		
	月	月	月
残債の免除の総額			
経済的利益等の総額			
参考事項			

2 当該四半期の二期前の四半期の最終月から3月間における月ごとのプログラム加入者に対して販売した端末の購入後 100 日以内の SIM ロック解除の状況

	当該四半期の 前々四半期の最 終月に販売した 端末		当該四半期の前 四半期の1月目 に販売した端末		当該四半期の前 四半期の2月目 に販売した端末	
	台数	100日 以内 SIM ロ ック解 除件数	台数	100日 以内 SIM ロ ック解 除件数	台数	100日 以内 SIM ロ ック解 除件数
回線契約者						

100日以内に通信契約を解除した者						
通信契約を継続している者						
非回線契約者						
参考事項						

注1 該当する者に対して端末を販売していない場合には、当該者の項に「－」と記載すること。

- 2 スマートフォンに係る販売台数及びSIMロック解除の件数を記載すること。
- 3 「1 (1) プログラム加入者に対する端末販売の状況」の「SIMロック」の欄には、端末の販売時にSIMロックのかかっている端末を提供した台数を月ごとに記載すること。
- 4 「1 (1) プログラム加入者に対する端末販売の状況」の「回線契約者」の項には、端末の販売時に端末購入プログラムに加入した者のうち、自社の通信契約を締結し、又は締結している者について月ごとに記載すること。
- 5 「1 (1) プログラム加入者に対する端末販売の状況」の「非回線契約者」の項には、端末の販売時に端末購入プログラムに加入した者のうち、自社の通信契約を締結していない者について月ごとに記載すること。
- 6 「1 (2) プログラム加入者に対して販売した端末の購入後100日以内SIMロック解除の状況」の各項には、端末購入プログラムに加入してから100日以内にSIMロック解除を行った件数を月ごとに記載すること。
- 7 「1 (3) プログラム加入者に対して販売した端末の残債の免除等の状況」の「残債の免除の総額」の項には、端末購入プログラム加入者が受けた残債の免除の総額を月ごとに記載すること。
- 8 「1 (3) プログラム加入者に対して販売した端末の残債の免除等の状況」の「経済的利益等の総額」の項には、端末購入プログラム加入者が端末購入プログラムの利用により得た経済的利益や対価等の総額（残債の免除の総額を除く。）を月ごとに記載すること。
- 9 「2 当該四半期の二期前の四半期の最終月から3月間における月ごとのプログラム加入者に対して販売した端末の購入後100日以内のSIMロック解除の状況」の表は、「当該四半期の前々四半期の最終月に販売した端末」、「当該四半期の前四半期の1月目に販売した端末」及び「当該四半期の前四半期の2月目に販売した端末」の別に記載すること。
- 10 「2 当該四半期の二期前の四半期の最終月から3月間における月ごとのプログラム加入者に対して販売した端末の購入後100日以内のSIMロック解除の状況」の「100日以内SIMロック解除件数」の欄には、それぞれの月に端末購入プログラム加入者に対して販売した端末について、加入から100日以内にSIMロック解除を行った件数を記載すること。
- 11 「2 当該四半期の二期前の四半期の最終月から3月間における月ごとのプログラム加入者に対して販売した端末の購入後100日以内のSIMロック解除の状況」の「100日以内に通信契約を解除した者」の項には、それぞれの月に端末購入プログラムに加入した者のうち、加入から100日以内に通信契約の解除を行った者について記載すること。
- 12 「2 当該四半期の二期前の四半期の最終月から3月間における月ごとのプロ

グラム加入者に対して販売した端末の購入後 100 日以内の SIM ロック解除の状況」の「通信契約を継続している者」の項には、それぞれの月に端末購入プログラムに加入した者のうち、通信契約を継続している者について記載すること。

13 注記すべき事項がある場合には、「参考事項」の項に記載すること。

(様式4)

端末購入プログラムに係る端末販売の収支の状況等報告

年度第 四半期

事業者名 _____

	金額
収入状況	
割賦代金に係るもの	
返却された端末の売却額	
その他	
支出状況	
端末の調達費用	
その他	
参考事項	

- 注1 スマートフォンに係る金額を記載すること。
- 2 端末購入プログラムに係る端末販売による収入及び支出の額について、当該四半期中の総額を記載すること。その際、百万円を単位として、百万円未満の端数を切り捨てて得た額を記載すること。
- 3 「収入状況」の項には、端末購入プログラムに係る端末販売により当該四半期中に実際に得た額を記載すること。
- 4 「割賦代金に係るもの」の項には、端末の割賦代金により当該四半期中に実際に得た額を記載すること。
- 5 「返却された端末の売却額」の項には、端末購入プログラムによる残債の免除時に返却された端末を売却することで当該四半期中に実際に得た額を記載すること。
- 6 「その他」の項に関し、端末購入プログラムへの加入又は利用に当たり、割賦代金の支払以外に必要な料金の設定がある場合には、項目を別に設け、当該四半期中に実際に得た額を記載すること。
- 7 「支出状況」の項には、端末購入プログラムに係る端末販売により当該四半期中に実際に支出した額を記載すること。
- 8 「端末の調達費用」の項には、当該四半期中に実際に支出した、端末購入プログラムの加入者に販売した端末の調達に係る費用の額を記載すること。
- 9 注記すべき事項がある場合には、「参考事項」の項に記載すること。

KDD I 株式会社
代表取締役社長 高橋 誠 殿

総務省総合通信基盤局長 谷脇 康彦

割賦により端末を販売する際の販売手法について（要請）

電気通信事業法（昭和 59 年法律第 86 号。以下「事業法」という。）は、その目的の中で、電気通信事業の公正な競争を促進することにより、電気通信役務の円滑な提供を確保するとともにその利用者の利益を保護することを定めており、利用者の利益を保護するための具体的な規律を設けている。また、昨年 10 月には、通信料金と端末代金の完全分離及び行き過ぎた囲い込みの是正等を内容とする電気通信事業法の一部を改正する法律（令和元年法律第 5 号。以下「改正法」という。）が施行された。

貴社においては、一定の条件を満たす場合に割賦により販売した端末の割賦に係る残債の免除等を行うプログラム（以下「端末購入プログラム」という。）を提供しているところ、現在提供している端末購入プログラムは、自社と通信契約を締結し、又は締結していることをその条件とはしていないものとされている。

端末購入プログラムによる利益の提供について、自社と通信契約を締結し、又は締結していることを条件としない場合には、改正法による改正後の事業法による通信料金と端末代金の分離に関する規律の対象とならないこととなるが、そのためには、単に自社と通信契約を締結し、又は締結している者（以下「回線契約者」という。）と自社とは通信契約を締結しない者（以下「非回線契約者」という。）の両者を端末購入プログラムの対象に含むだけでなく、両者に対する利益の提供に係る追加的な条件、端末の販売方法、事後的な端末の利用可能性等に差異を設けることにより実質的に当該端末購入プログラムの利用の容易性等に合理的な理由のない相違が生じないことが求められる。

このような観点から、総務省では、昨年 10 月に策定した電気通信事業法第 27 条の 3 等の運用に関するガイドラインにおいて、「より一般的な条件に該当することを求める場合においては、「通信役務の利用」等を条件としていることには当たらないこと」を明確化し、同月に貴社に対して割賦により端末を販売する際の販売手法の見直しについて要請を行い、また、同年 11 月には「移動端末設備の円滑な流通・利用の確保に関するガイドライン」（以下「SIM ロック解除ガイドライン」という。）を改正し、一定の信用確認措置に応じた者に対する SIM ロックの即時解除等を義務付ける等の対応を行った。

さらに、改正法の施行から半年が経過し、新たな端末の販売も開始される中で、5

月 26 日に開催された競争ルールの検証に関する WG では、現在提供されている端末購入プログラムについて、回線契約者と非回線契約者に対する追加的な条件等の差異や非回線契約者も対象となっていることに係る周知に関する指摘があったところである。また、総務省では、本日、電気通信事業法第 27 条の 3 等の運用に関するガイドラインを改正し、「通信役務の利用」等を条件としていることについて、回線契約者と非回線契約者とで利益の提供に係る追加的な条件を異ならせたり、回線契約者に比べて非回線契約者が利益の提供に係る他の条件を満たすことを合理的な理由なく難しくしたりしている場合にはそれに当たることを具体的に示したところである。

このため、端末購入プログラムに関し、改正法による改正後の事業法の規律の遵守を徹底するとともに、その状況を把握し、電気通信役務の利用者の利益を保護するため、下記のとおり要請する。

なお、本要請の実施に伴い、「割賦により端末を販売する際の販売手法の見直しについて（要請）」（令和元年 10 月 1 日付け総基料第 148 号）による要請事項 3 については、本日以降の報告を必要としないこととする。

記

- 1 「通信役務の利用」等を条件としない端末購入プログラムに係る実質的な負担額、対象者、加入の条件等について当該端末購入プログラムに加入しようとする者が誤解することがないように、引き続き、不適切な広告、勧誘、説明等を行わないようにするとともに、キャリアショップや量販店等の販売代理店に対する指導を徹底すること。
- 2 「通信役務の利用」等を条件としない端末購入プログラムに加入する非回線契約者が購入した端末がSIMロックにより使用不可になることがないように、SIMロック解除ガイドラインの遵守を徹底すること。
- 3 貴社の提供する端末購入プログラムに関し、次のとおり、総務省に報告すること。なお、報告のあった内容については、総務省において、一定の加工をした上で公表する。
 - ① 「通信役務の利用」等を条件としない端末購入プログラムの提供を開始した場合には、提供開始日、提供場所等の概要、対象者、加入の条件その他の提供条件等について、適宜の様式により、提供を開始した後1月以内に報告すること。それらの提供条件等を変更した場合も、同様とする。
 - ② ①の場合において、「通信役務の利用」等の条件を満たした者と当該条件を満たしていない者とで端末の販売経路、利益の提供に係る追加的な条件等に相違があるときは、相違の具体的な内容及び理由について、適宜の様式により、①に併せて報告すること。それらの端末の販売経路、追加的な条件等を変更した場合も、同様とする。
 - ③ 貴社又は貴社の販売代理店が販売する端末（スマートフォンに限る。以下同じ。）に関し、全ての者に対する販売台数及びそのうち非回線契約者に対する販売台数について、全ての端末の販売台数、端末購入プログラムの対象端末の販売台数、支払方法ごとの販売台数、端末購入プログラムの加入者への販売台数等を、様式1により、月ごとの数値を四半期ごとに、当該四半期の終了後2月以内に報告すること。
 - ④ 貴社又は貴社の販売代理店が販売する端末に関し、全ての者に対する販売台数並びにそのうち回線契約者及び非回線契約者のそれぞれに対する販売台数について、全ての端末の販売台数、販売経路ごとの販売台数、端末購入プログラムの加入者への販売台数を、様式2により、月ごとの数値を四半期ごとに、当該四半期の終了後2月以内に報告すること。
 - ⑤ 端末購入プログラム（令和元年10月1日以降に加入の受付を開始したものに限る。⑥までにおいて同じ。）の加入者に販売した端末のSIMロック解除等に関する次の状況について、様式3により、月ごとの数値を四半期ごとに、当該四半期の終了後2月以内に報告すること。
 - (a) 当該四半期に属する月の月ごとに、回線契約者及び非回線契約者の別に、端末購入プログラムの加入者に販売した端末の状況、購入後100日以内のSIMロック解除の状況及び残債の免除等の状況
 - (b) 当該四半期の二期前の四半期の最終月から3月間における月ごとに、回線契約者及び非回線契約者の別に、端末購入プログラムの加入者に販売した端末の

購入後 100 日以内の SIM ロック解除の状況

- ⑥ 端末購入プログラムの収支に関し、四半期ごとの収入（割賦代金、返却された端末の売却額及びその他に区分すること。）及び支出（端末の調達費用及びその他に区分すること。）の額について、様式 4 により、四半期ごとに、当該四半期の終了後 2 月以内に報告すること。
- ⑦ ①及び②による報告に関し、現に提供している端末購入プログラム（現に加入を受け付けているものに限る。）について、令和 2 年 6 月末までに報告すること。
- ⑧ ③及び④による報告について、初回の報告は、令和 2 年 1 月から同年 3 月までの四半期に係る状況について、③及び④の期限にかかわらず、同年 6 月末までに行うこと。
- ⑨ ⑤及び⑥による報告について、初回の報告は、令和元年 10 月から同年 3 月までの四半期に係る状況について、⑤及び⑥の期限にかかわらず、同年 6 月末までに行うこと。ただし、令和元年 10 月 1 日付け総基料第 148 号に基づき既に報告を行った数値がある場合には、その値を除いて報告すること。

以上

(様式1)

端末購入プログラムに係る端末販売の状況等報告

年度第 四半期

事業者名 _____

	月		月		月	
	全体	非回線 契約者	全体	非回線 契約者	全体	非回線 契約者
販売台数						
プログラムの対象となる 機種の販売台数						
割賦による販売台数						
プログラムの対象 となる販売方法に よる販売台数						
プログラム加入 者への販売台数						
一括による販売台数						
参考事項						

- 注1 該当する販売方法等が存在しない場合には、「-」と記載すること。
- 2 スマートフォンに係る販売台数を記載すること。
- 3 報告対象期間において、「通信役務の利用」等を条件とした端末購入プログラムと「通信役務の利用」等を条件としない端末購入プログラムの両方を提供していた場合には、それぞれの端末購入プログラムごとに別葉とすること。
- 4 「全体」欄には、回線契約者及び非回線契約者の別を問わず、全ての販売台数を月ごとに記載し、「非回線契約者」欄には、そのうち、非回線契約者に対する販売台数を月ごとに記載すること。
- 5 「プログラムの対象となる機種の販売台数」の項には、端末購入プログラムの対象となっている機種の販売台数を月ごとに記載すること。
- 6 「プログラムの対象となる販売方法による販売台数」の項には、割賦による販売方法のうち、端末購入プログラムの加入を選択することができるものによる販売台数を月ごとに記載すること。
- 7 「プログラム加入者への販売台数」の項には、端末購入プログラムに加入した者に対する端末の販売台数を月ごとに記載すること。
- 8 注記すべき事項がある場合には、「参考事項」の項に記載すること。

(様式2)

販売経路ごとの端末購入プログラムに係る端末販売の状況等報告

年度第 四半期

事業者名 _____

	月					月	月
					
	全体	回線契約者	プログラム加入者	非回線契約者	プログラム加入者
販売台数					
店舗					
キャリアショップ					
その他					
電話					
オンライン					
参考事項							

- 注1 該当する販売経路で販売していない場合には、当該販売経路の項には、「－」と記載すること。
- 2 スマートフォンに係る販売台数を記載すること。
- 3 報告対象期間において、「通信役務の利用」等を条件とした端末購入プログラムと「通信役務の利用」等を条件としない端末購入プログラムの両方を提供していた場合には、それぞれの端末購入プログラムごとに別葉とすること。
- 4 「全体」欄には、回線契約者及び非回線契約者の別を問わず、全ての販売台数を記載し、そのうち、「回線契約者」欄には回線契約者に対する販売台数を、「非回線契約者」欄には非回線契約者に対する販売台数を、月ごとに記載すること。
- 5 「プログラム加入者」欄には、端末購入プログラムに加入した者に対する販売台数を月ごとに記載すること。
- 6 「販売台数」の項の「全体」及び「非回線契約者」の欄には、それぞれ様式1の「販売台数」の項の「全体」及び「非回線契約者」の欄と同じ数値を記載すること。
- 7 店舗、電話及びオンライン以外の販売方法がある場合には、「参考事項」の項に記載すること。
- 8 「キャリアショップ」の項には、いわゆるキャリアショップにおける販売台数を記載すること。
- 9 「その他」の項には、量販店等の「キャリアショップ」以外の店舗における販売台数を記載すること。なお、販売代理店が店舗以外において販売した端末がある場合には、それも含めて記載すること。

- 10 「電話」の項には、貴社が電話で販売した端末の販売台数を記載すること。
- 11 「オンライン」の項には、貴社がオンラインで販売した端末の販売台数を記載すること。
- 12 注記すべき事項がある場合には、「参考事項」の項に記載すること。

(様式3)

端末購入プログラム加入者のSIMロック等状況報告

年度第 四半期

事業者名 _____

1 (1) プログラム加入者に対する端末販売の状況

	月		月		月	
	台数	SIM ロック	台数	SIM ロック	台数	SIM ロック
回線契約者						
非回線契約者						
参考事項						

1 (2) プログラム加入者に対して販売した端末の購入後 100 日以内 SIM ロック解除の状況

	件数		
	月	月	月
回線契約者(通信契約を解約した者を含む。)			
非回線契約者			
参考事項			

1 (3) プログラム加入者に対して販売した端末の残債の免除等の状況

	金額		
	月	月	月
残債の免除の総額			
経済的利益等の総額			
参考事項			

2 当該四半期の二期前の四半期の最終月から3月間における月ごとのプログラム加入者に対して販売した端末の購入後 100 日以内の SIM ロック解除の状況

	当該四半期の 前々四半期の最 終月に販売した 端末		当該四半期の前 四半期の1月目 に販売した端末		当該四半期の前 四半期の2月目 に販売した端末	
	台数	100日 以内 SIM ロ ック解 除件数	台数	100日 以内 SIM ロ ック解 除件数	台数	100日 以内 SIM ロ ック解 除件数
回線契約者						

100日以内に通信契約を解除した者						
通信契約を継続している者						
非回線契約者						
参考事項						

注1 該当する者に対して端末を販売していない場合には、当該者の項に「－」と記載すること。

- 2 スマートフォンに係る販売台数及びSIMロック解除の件数を記載すること。
- 3 「1（1）プログラム加入者に対する端末販売の状況」の「SIMロック」の欄には、端末の販売時にSIMロックのかかっている端末を提供した台数を月ごとに記載すること。
- 4 「1（1）プログラム加入者に対する端末販売の状況」の「回線契約者」の項には、端末の販売時に端末購入プログラムに加入した者のうち、自社の通信契約を締結し、又は締結している者について月ごとに記載すること。
- 5 「1（1）プログラム加入者に対する端末販売の状況」の「非回線契約者」の項には、端末の販売時に端末購入プログラムに加入した者のうち、自社の通信契約を締結していない者について月ごとに記載すること。
- 6 「1（2）プログラム加入者に対して販売した端末の購入後100日以内SIMロック解除の状況」の各項には、端末購入プログラムに加入してから100日以内にSIMロック解除を行った件数を月ごとに記載すること。
- 7 「1（3）プログラム加入者に対して販売した端末の残債の免除等の状況」の「残債の免除の総額」の項には、端末購入プログラム加入者が受けた残債の免除の総額を月ごとに記載すること。
- 8 「1（3）プログラム加入者に対して販売した端末の残債の免除等の状況」の「経済的利益等の総額」の項には、端末購入プログラム加入者が端末購入プログラムの利用により得た経済的利益や対価等の総額（残債の免除の総額を除く。）を月ごとに記載すること。
- 9 「2 当該四半期の二期前の四半期の最終月から3月間における月ごとのプログラム加入者に対して販売した端末の購入後100日以内のSIMロック解除の状況」の表は、「当該四半期の前々四半期の最終月に販売した端末」、「当該四半期の前四半期の1月目に販売した端末」及び「当該四半期の前四半期の2月目に販売した端末」の別に記載すること。
- 10 「2 当該四半期の二期前の四半期の最終月から3月間における月ごとのプログラム加入者に対して販売した端末の購入後100日以内のSIMロック解除の状況」の「100日以内SIMロック解除件数」の欄には、それぞれの月に端末購入プログラム加入者に対して販売した端末について、加入から100日以内にSIMロック解除を行った件数を記載すること。
- 11 「2 当該四半期の二期前の四半期の最終月から3月間における月ごとのプログラム加入者に対して販売した端末の購入後100日以内のSIMロック解除の状況」の「100日以内に通信契約を解除した者」の項には、それぞれの月に端末購入プログラムに加入した者のうち、加入から100日以内に通信契約の解除を行った者について記載すること。
- 12 「2 当該四半期の二期前の四半期の最終月から3月間における月ごとのプロ

グラム加入者に対して販売した端末の購入後 100 日以内の SIM ロック解除の状況」の「通信契約を継続している者」の項には、それぞれの月に端末購入プログラムに加入した者のうち、通信契約を継続している者について記載すること。

13 注記すべき事項がある場合には、「参考事項」の項に記載すること。

(様式4)

端末購入プログラムに係る端末販売の収支の状況等報告

年度第 四半期

事業者名 _____

	金額
収入状況	
割賦代金に係るもの	
返却された端末の売却額	
その他	
支出状況	
端末の調達費用	
その他	
参考事項	

- 注1 スマートフォンに係る金額を記載すること。
- 2 端末購入プログラムに係る端末販売による収入及び支出の額について、当該四半期中の総額を記載すること。その際、百万円を単位として、百万円未満の端数を切り捨てて得た額を記載すること。
- 3 「収入状況」の項には、端末購入プログラムに係る端末販売により当該四半期中に実際に得た額を記載すること。
- 4 「割賦代金に係るもの」の項には、端末の割賦代金により当該四半期中に実際に得た額を記載すること。
- 5 「返却された端末の売却額」の項には、端末購入プログラムによる残債の免除時に返却された端末を売却することで当該四半期中に実際に得た額を記載すること。
- 6 「その他」の項に関し、端末購入プログラムへの加入又は利用に当たり、割賦代金の支払以外に必要な料金の設定がある場合には、項目を別に設け、当該四半期中に実際に得た額を記載すること。
- 7 「支出状況」の項には、端末購入プログラムに係る端末販売により当該四半期中に実際に支出した額を記載すること。
- 8 「端末の調達費用」の項には、当該四半期中に実際に支出した、端末購入プログラムの加入者に販売した端末の調達に係る費用の額を記載すること。
- 9 注記すべき事項がある場合には、「参考事項」の項に記載すること。

沖縄セルラー電話株式会社
代表取締役社長 湯浅 英雄 殿

総務省総合通信基盤局長 谷脇 康彦

割賦により端末を販売する際の販売手法について（要請）

電気通信事業法（昭和 59 年法律第 86 号。以下「事業法」という。）は、その目的の中で、電気通信事業の公正な競争を促進することにより、電気通信役務の円滑な提供を確保するとともにその利用者の利益を保護することを定めており、利用者の利益を保護するための具体的な規律を設けている。また、昨年 10 月には、通信料金と端末代金の完全分離及び行き過ぎた囲い込みの是正等を内容とする電気通信事業法の一部を改正する法律（令和元年法律第 5 号。以下「改正法」という。）が施行された。

貴社においては、一定の条件を満たす場合に割賦により販売した端末の割賦に係る残債の免除等を行うプログラム（以下「端末購入プログラム」という。）を提供しているところ、現在提供している端末購入プログラムは、自社と通信契約を締結し、又は締結していることをその条件とはしていないものとされている。

端末購入プログラムによる利益の提供について、自社と通信契約を締結し、又は締結していることを条件としない場合には、改正法による改正後の事業法による通信料金と端末代金の分離に関する規律の対象とならないこととなるが、そのためには、単に自社と通信契約を締結し、又は締結している者（以下「回線契約者」という。）と自社とは通信契約を締結しない者（以下「非回線契約者」という。）の両者を端末購入プログラムの対象に含むだけでなく、両者に対する利益の提供に係る追加的な条件、端末の販売方法、事後的な端末の利用可能性等に差異を設けることにより実質的に当該端末購入プログラムの利用の容易性等に合理的な理由のない相違が生じないことが求められる。

このような観点から、総務省では、昨年 10 月に策定した電気通信事業法第 27 条の 3 等の運用に関するガイドラインにおいて、「より一般的な条件に該当することを求める場合においては、「通信役務の利用」等を条件としていることには当たらないこと」を明確化し、同月に貴社に対して割賦により端末を販売する際の販売手法の見直しについて要請を行い、また、同年 11 月には「移動端末設備の円滑な流通・利用の確保に関するガイドライン」（以下「SIM ロック解除ガイドライン」という。）を改正し、一定の信用確認措置に応じた者に対する SIM ロックの即時解除等を義務付ける等の対応を行った。

さらに、改正法の施行から半年が経過し、新たな端末の販売も開始される中で、5

月 26 日に開催された競争ルールの検証に関する WG では、現在提供されている端末購入プログラムについて、回線契約者と非回線契約者に対する追加的な条件等の差異や非回線契約者も対象となっていることに係る周知に関する指摘があったところである。また、総務省では、本日、電気通信事業法第 27 条の 3 等の運用に関するガイドラインを改正し、「通信役務の利用」等を条件としていることについて、回線契約者と非回線契約者とで利益の提供に係る追加的な条件を異ならせたり、回線契約者に比べて非回線契約者が利益の提供に係る他の条件を満たすことを合理的な理由なく難しくしたりしている場合にはそれに当たることを具体的に示したところである。

このため、端末購入プログラムに関し、改正法による改正後の事業法の規律の遵守を徹底するとともに、その状況を把握し、電気通信役務の利用者の利益を保護するため、下記のとおり要請する。

なお、本要請の実施に伴い、「割賦により端末を販売する際の販売手法の見直しについて（要請）」（令和元年 10 月 1 日付け総基料第 148 号）による要請事項 3 については、本日以降の報告を必要としないこととする。

記

- 1 「通信役務の利用」等を条件としない端末購入プログラムに係る実質的な負担額、対象者、加入の条件等について当該端末購入プログラムに加入しようとする者が誤解することがないように、引き続き、不適切な広告、勧誘、説明等を行わないようにするとともに、キャリアショップや量販店等の販売代理店に対する指導を徹底すること。
- 2 「通信役務の利用」等を条件としない端末購入プログラムに加入する非回線契約者が購入した端末がSIMロックにより使用不可になることがないように、SIMロック解除ガイドラインの遵守を徹底すること。
- 3 貴社の提供する端末購入プログラムに関し、次のとおり、総務省に報告すること。
なお、報告のあった内容については、総務省において、一定の加工をした上で公表する。
 - ① 「通信役務の利用」等を条件としない端末購入プログラムの提供を開始した場合には、提供開始日、提供場所等の概要、対象者、加入の条件その他の提供条件等について、適宜の様式により、提供を開始した後1月以内に報告すること。それらの提供条件等を変更した場合も、同様とする。
 - ② ①の場合において、「通信役務の利用」等の条件を満たした者と当該条件を満たしていない者とで端末の販売経路、利益の提供に係る追加的な条件等に相違があるときは、相違の具体的な内容及び理由について、適宜の様式により、①に併せて報告すること。それらの端末の販売経路、追加的な条件等を変更した場合も、同様とする。
 - ③ 貴社又は貴社の販売代理店が販売する端末（スマートフォンに限る。以下同じ。）に関し、全ての者に対する販売台数及びそのうち非回線契約者に対する販売台数について、全ての端末の販売台数、端末購入プログラムの対象端末の販売台数、支払方法ごとの販売台数、端末購入プログラムの加入者への販売台数等を、様式1により、月ごとの数値を四半期ごとに、当該四半期の終了後2月以内に報告すること。
 - ④ 貴社又は貴社の販売代理店が販売する端末に関し、全ての者に対する販売台数並びにそのうち回線契約者及び非回線契約者のそれぞれに対する販売台数について、全ての端末の販売台数、販売経路ごとの販売台数、端末購入プログラムの加入者への販売台数を、様式2により、月ごとの数値を四半期ごとに、当該四半期の終了後2月以内に報告すること。
 - ⑤ 端末購入プログラム（令和元年10月1日以降に加入の受付を開始したものに限る。⑥までにおいて同じ。）の加入者に販売した端末のSIMロック解除等に関する次の状況について、様式3により、月ごとの数値を四半期ごとに、当該四半期の終了後2月以内に報告すること。
 - (a) 当該四半期に属する月の月ごとに、回線契約者及び非回線契約者の別に、端末購入プログラムの加入者に販売した端末の状況、購入後100日以内のSIMロック解除の状況及び残債の免除等の状況
 - (b) 当該四半期の二期前の四半期の最終月から3月間における月ごとに、回線契約者及び非回線契約者の別に、端末購入プログラムの加入者に販売した端末の

購入後 100 日以内の SIM ロック解除の状況

- ⑥ 端末購入プログラムの収支に関し、四半期ごとの収入（割賦代金、返却された端末の売却額及びその他に区分すること。）及び支出（端末の調達費用及びその他に区分すること。）の額について、様式 4 により、四半期ごとに、当該四半期の終了後 2 月以内に報告すること。
- ⑦ ①及び②による報告に関し、現に提供している端末購入プログラム（現に加入を受け付けているものに限る。）について、令和 2 年 6 月末までに報告すること。
- ⑧ ③及び④による報告について、初回の報告は、令和 2 年 1 月から同年 3 月までの四半期に係る状況について、③及び④の期限にかかわらず、同年 6 月末までに行うこと。
- ⑨ ⑤及び⑥による報告について、初回の報告は、令和元年 10 月から同年 3 月までの四半期に係る状況について、⑤及び⑥の期限にかかわらず、同年 6 月末までに行うこと。ただし、令和元年 10 月 1 日付け総基料第 148 号に基づき既に報告を行った数値がある場合には、その値を除いて報告すること。

以上

(様式1)

端末購入プログラムに係る端末販売の状況等報告

年度第 四半期

事業者名 _____

	月		月		月	
	全体	非回線 契約者	全体	非回線 契約者	全体	非回線 契約者
販売台数						
プログラムの対象となる 機種の販売台数						
割賦による販売台数						
プログラムの対象 となる販売方法に よる販売台数						
プログラム加入 者への販売台数						
一括による販売台数						
参考事項						

- 注1 該当する販売方法等が存在しない場合には、「-」と記載すること。
- 2 スマートフォンに係る販売台数を記載すること。
- 3 報告対象期間において、「通信役務の利用」等を条件とした端末購入プログラムと「通信役務の利用」等を条件としない端末購入プログラムの両方を提供していた場合には、それぞれの端末購入プログラムごとに別葉とすること。
- 4 「全体」欄には、回線契約者及び非回線契約者の別を問わず、全ての販売台数を月ごとに記載し、「非回線契約者」欄には、そのうち、非回線契約者に対する販売台数を月ごとに記載すること。
- 5 「プログラムの対象となる機種の販売台数」の項には、端末購入プログラムの対象となっている機種の販売台数を月ごとに記載すること。
- 6 「プログラムの対象となる販売方法による販売台数」の項には、割賦による販売方法のうち、端末購入プログラムの加入を選択することができるものによる販売台数を月ごとに記載すること。
- 7 「プログラム加入者への販売台数」の項には、端末購入プログラムに加入した者に対する端末の販売台数を月ごとに記載すること。
- 8 注記すべき事項がある場合には、「参考事項」の項に記載すること。

(様式2)

販売経路ごとの端末購入プログラムに係る端末販売の状況等報告

年度第 四半期

事業者名 _____

	月		月	月			
					
	全体	回線契約者	プログラム加入者	非回線契約者	プログラム加入者
販売台数					
店舗					
キャリアショップ					
その他					
電話					
オンライン					
参考事項							

- 注1 該当する販売経路で販売していない場合には、当該販売経路の項には、「－」と記載すること。
- 2 スマートフォンに係る販売台数を記載すること。
- 3 報告対象期間において、「通信役務の利用」等を条件とした端末購入プログラムと「通信役務の利用」等を条件としない端末購入プログラムの両方を提供していた場合には、それぞれの端末購入プログラムごとに別葉とすること。
- 4 「全体」欄には、回線契約者及び非回線契約者の別を問わず、全ての販売台数を記載し、そのうち、「回線契約者」欄には回線契約者に対する販売台数を、「非回線契約者」欄には非回線契約者に対する販売台数を、月ごとに記載すること。
- 5 「プログラム加入者」欄には、端末購入プログラムに加入した者に対する販売台数を月ごとに記載すること。
- 6 「販売台数」の項の「全体」及び「非回線契約者」の欄には、それぞれ様式1の「販売台数」の項の「全体」及び「非回線契約者」の欄と同じ数値を記載すること。
- 7 店舗、電話及びオンライン以外の販売方法がある場合には、「参考事項」の項に記載すること。
- 8 「キャリアショップ」の項には、いわゆるキャリアショップにおける販売台数を記載すること。
- 9 「その他」の項には、量販店等の「キャリアショップ」以外の店舗における販売台数を記載すること。なお、販売代理店が店舗以外において販売した端末がある場合には、それも含めて記載すること。

- 10 「電話」の項には、貴社が電話で販売した端末の販売台数を記載すること。
- 11 「オンライン」の項には、貴社がオンラインで販売した端末の販売台数を記載すること。
- 12 注記すべき事項がある場合には、「参考事項」の項に記載すること。

(様式3)

端末購入プログラム加入者のSIMロック等状況報告

年度第 四半期

事業者名 _____

1 (1) プログラム加入者に対する端末販売の状況

	月		月		月	
	台数	SIM ロック	台数	SIM ロック	台数	SIM ロック
回線契約者						
非回線契約者						
参考事項						

1 (2) プログラム加入者に対して販売した端末の購入後 100 日以内 SIM ロック解除の状況

	件数		
	月	月	月
回線契約者(通信契約を解約した者を含む。)			
非回線契約者			
参考事項			

1 (3) プログラム加入者に対して販売した端末の残債の免除等の状況

	金額		
	月	月	月
残債の免除の総額			
経済的利益等の総額			
参考事項			

2 当該四半期の二期前の四半期の最終月から3月間における月ごとのプログラム加入者に対して販売した端末の購入後 100 日以内の SIM ロック解除の状況

	当該四半期の 前々四半期の最 終月に販売した 端末		当該四半期の前 四半期の1月目 に販売した端末		当該四半期の前 四半期の2月目 に販売した端末	
	台数	100日 以内 SIM ロ ック解 除件数	台数	100日 以内 SIM ロ ック解 除件数	台数	100日 以内 SIM ロ ック解 除件数
回線契約者						

100日以内に通信契約を解除した者						
通信契約を継続している者						
非回線契約者						
参考事項						

注1 該当する者に対して端末を販売していない場合には、当該者の項に「－」と記載すること。

- 2 スマートフォンに係る販売台数及びSIMロック解除の件数を記載すること。
- 3 「1 (1) プログラム加入者に対する端末販売の状況」の「SIMロック」の欄には、端末の販売時にSIMロックのかかっている端末を提供した台数を月ごとに記載すること。
- 4 「1 (1) プログラム加入者に対する端末販売の状況」の「回線契約者」の項には、端末の販売時に端末購入プログラムに加入した者のうち、自社の通信契約を締結し、又は締結している者について月ごとに記載すること。
- 5 「1 (1) プログラム加入者に対する端末販売の状況」の「非回線契約者」の項には、端末の販売時に端末購入プログラムに加入した者のうち、自社の通信契約を締結していない者について月ごとに記載すること。
- 6 「1 (2) プログラム加入者に対して販売した端末の購入後100日以内SIMロック解除の状況」の各項には、端末購入プログラムに加入してから100日以内にSIMロック解除を行った件数を月ごとに記載すること。
- 7 「1 (3) プログラム加入者に対して販売した端末の残債の免除等の状況」の「残債の免除の総額」の項には、端末購入プログラム加入者が受けた残債の免除の総額を月ごとに記載すること。
- 8 「1 (3) プログラム加入者に対して販売した端末の残債の免除等の状況」の「経済的利益等の総額」の項には、端末購入プログラム加入者が端末購入プログラムの利用により得た経済的利益や対価等の総額（残債の免除の総額を除く。）を月ごとに記載すること。
- 9 「2 当該四半期の二期前の四半期の最終月から3月間における月ごとのプログラム加入者に対して販売した端末の購入後100日以内のSIMロック解除の状況」の表は、「当該四半期の前々四半期の最終月に販売した端末」、「当該四半期の前四半期の1月目に販売した端末」及び「当該四半期の前四半期の2月目に販売した端末」の別に記載すること。
- 10 「2 当該四半期の二期前の四半期の最終月から3月間における月ごとのプログラム加入者に対して販売した端末の購入後100日以内のSIMロック解除の状況」の「100日以内SIMロック解除件数」の欄には、それぞれの月に端末購入プログラム加入者に対して販売した端末について、加入から100日以内にSIMロック解除を行った件数を記載すること。
- 11 「2 当該四半期の二期前の四半期の最終月から3月間における月ごとのプログラム加入者に対して販売した端末の購入後100日以内のSIMロック解除の状況」の「100日以内に通信契約を解除した者」の項には、それぞれの月に端末購入プログラムに加入した者のうち、加入から100日以内に通信契約の解除を行った者について記載すること。
- 12 「2 当該四半期の二期前の四半期の最終月から3月間における月ごとのプロ

グラム加入者に対して販売した端末の購入後 100 日以内の SIM ロック解除の状況」の「通信契約を継続している者」の項には、それぞれの月に端末購入プログラムに加入した者のうち、通信契約を継続している者について記載すること。

13 注記すべき事項がある場合には、「参考事項」の項に記載すること。

(様式4)

端末購入プログラムに係る端末販売の収支の状況等報告

年度第 四半期

事業者名 _____

		金額
収入状況		
	割賦代金に係るもの	
	返却された端末の売却額	
	その他	
支出状況		
	端末の調達費用	
	その他	
参考事項		

- 注1 スマートフォンに係る金額を記載すること。
- 2 端末購入プログラムに係る端末販売による収入及び支出の額について、当該四半期中の総額を記載すること。その際、百万円を単位として、百万円未満の端数を切り捨てて得た額を記載すること。
- 3 「収入状況」の項には、端末購入プログラムに係る端末販売により当該四半期中に実際に得た額を記載すること。
- 4 「割賦代金に係るもの」の項には、端末の割賦代金により当該四半期中に実際に得た額を記載すること。
- 5 「返却された端末の売却額」の項には、端末購入プログラムによる残債の免除時に返却された端末を売却することで当該四半期中に実際に得た額を記載すること。
- 6 「その他」の項に関し、端末購入プログラムへの加入又は利用に当たり、割賦代金の支払以外に必要な料金の設定がある場合には、項目を別に設け、当該四半期中に実際に得た額を記載すること。
- 7 「支出状況」の項には、端末購入プログラムに係る端末販売により当該四半期中に実際に支出した額を記載すること。
- 8 「端末の調達費用」の項には、当該四半期中に実際に支出した、端末購入プログラムの加入者に販売した端末の調達に係る費用の額を記載すること。
- 9 注記すべき事項がある場合には、「参考事項」の項に記載すること。

ソフトバンク株式会社
代表取締役社長執行役員兼CEO 宮内 謙 殿

総務省総合通信基盤局長 谷脇 康彦

割賦により端末を販売する際の販売手法について（要請）

電気通信事業法（昭和 59 年法律第 86 号。以下「事業法」という。）は、その目的の中で、電気通信事業の公正な競争を促進することにより、電気通信役務の円滑な提供を確保するとともにその利用者の利益を保護することを定めており、利用者の利益を保護するための具体的な規律を設けている。また、昨年 10 月には、通信料金と端末代金の完全分離及び行き過ぎた囲い込みの是正等を内容とする電気通信事業法の一部を改正する法律（令和元年法律第 5 号。以下「改正法」という。）が施行された。

貴社においては、一定の条件を満たす場合に割賦により販売した端末の割賦に係る残債の免除等を行うプログラム（以下「端末購入プログラム」という。）を提供しているところ、現在提供している端末購入プログラムは、自社と通信契約を締結し、又は締結していることをその条件とはしていないものとされている。

端末購入プログラムによる利益の提供について、自社と通信契約を締結し、又は締結していることを条件としない場合には、改正法による改正後の事業法による通信料金と端末代金の分離に関する規律の対象とならないこととなるが、そのためには、単に自社と通信契約を締結し、又は締結している者（以下「回線契約者」という。）と自社とは通信契約を締結しない者（以下「非回線契約者」という。）の両者を端末購入プログラムの対象に含むだけでなく、両者に対する利益の提供に係る追加的な条件、端末の販売方法、事後的な端末の利用可能性等に差異を設けることにより実質的に当該端末購入プログラムの利用の容易性等に合理的な理由のない相違が生じないことが求められる。

このような観点から、総務省では、昨年 10 月に策定した電気通信事業法第 27 条の 3 等の運用に関するガイドラインにおいて、「より一般的な条件に該当することを求める場合においては、「通信役務の利用」等を条件としていることには当たらないこと」を明確化し、同月に貴社に対して割賦により端末を販売する際の販売手法の見直しについて要請を行い、また、同年 11 月には「移動端末設備の円滑な流通・利用の確保に関するガイドライン」（以下「SIM ロック解除ガイドライン」という。）を改正し、一定の信用確認措置に応じた者に対する SIM ロックの即時解除等を義務付ける等の対応を行った。

さらに、改正法の施行から半年が経過し、新たな端末の販売も開始される中で、5月26日に開催された競争ルールの検証に関するWGでは、現在提供されている端末購入プログラムについて、回線契約者と非回線契約者に対する追加的な条件等の差異や非回線契約者も対象となっていることに係る周知に関する指摘があったところである。また、総務省では、本日、電気通信事業法第27条の3等の運用に関するガイドラインを改正し、「通信役務の利用」等を条件としていることについて、回線契約者と非回線契約者とで利益の提供に係る追加的な条件を異ならせたり、回線契約者に比べて非回線契約者が利益の提供に係る他の条件を満たすことを合理的な理由なく難しくしたりしている場合にはそれに当たることを具体的に示したところである。

このため、端末購入プログラムに関し、改正法による改正後の事業法の規律の遵守を徹底するとともに、その状況を把握し、電気通信役務の利用者の利益を保護するため、下記のとおり要請する。

なお、本要請の実施に伴い、「割賦により端末を販売する際の販売手法の見直しについて（要請）」（令和元年10月1日付け総基料第148号）による要請事項3については、本日以降の報告を必要としないこととする。

記

- 1 「通信役務の利用」等を条件としない端末購入プログラムに係る実質的な負担額、対象者、加入の条件等について当該端末購入プログラムに加入しようとする者が誤解することがないように、引き続き、不適切な広告、勧誘、説明等を行わないようにするとともに、キャリアショップや量販店等の販売代理店に対する指導を徹底すること。
- 2 「通信役務の利用」等を条件としない端末購入プログラムに加入する非回線契約者が購入した端末がSIMロックにより使用不可になることがないように、SIMロック解除ガイドラインの遵守を徹底すること。
- 3 貴社の提供する端末購入プログラムに関し、次のとおり、総務省に報告すること。
なお、報告のあった内容については、総務省において、一定の加工をした上で公表する。
 - ① 「通信役務の利用」等を条件としない端末購入プログラムの提供を開始した場合には、提供開始日、提供場所等の概要、対象者、加入の条件その他の提供条件等について、適宜の様式により、提供を開始した後1月以内に報告すること。それらの提供条件等を変更した場合も、同様とする。
 - ② ①の場合において、「通信役務の利用」等の条件を満たした者と当該条件を満たしていない者とで端末の販売経路、利益の提供に係る追加的な条件等に相違があるときは、相違の具体的な内容及び理由について、適宜の様式により、①に併せて報告すること。それらの端末の販売経路、追加的な条件等を変更した場合も、同様とする。
 - ③ 貴社又は貴社の販売代理店が販売する端末（スマートフォンに限る。以下同じ。）に関し、全ての者に対する販売台数及びそのうち非回線契約者に対する販売台数について、全ての端末の販売台数、端末購入プログラムの対象端末の販売台数、支払方法ごとの販売台数、端末購入プログラムの加入者への販売台数等を、様式1により、月ごとの数値を四半期ごとに、当該四半期の終了後2月以内に報告すること。
 - ④ 貴社又は貴社の販売代理店が販売する端末に関し、全ての者に対する販売台数並びにそのうち回線契約者及び非回線契約者のそれぞれに対する販売台数について、全ての端末の販売台数、販売経路ごとの販売台数、端末購入プログラムの加入者への販売台数を、様式2により、月ごとの数値を四半期ごとに、当該四半期の終了後2月以内に報告すること。
 - ⑤ 端末購入プログラムの加入者に販売した端末のSIMロック解除等に関する次の状況について、様式3により、月ごとの数値を四半期ごとに、当該四半期の終了後2月以内に報告すること。
 - (a) 当該四半期に属する月の月ごとに、回線契約者及び非回線契約者の別に、端末購入プログラムの加入者に販売した端末の状況、購入後100日以内のSIMロック解除の状況及び残債の免除等の状況
 - (b) 当該四半期の二期前の四半期の最終月から3月間における月ごとに、回線契約者及び非回線契約者の別に、端末購入プログラムの加入者に販売した端末の購入後100日以内のSIMロック解除の状況

- ⑥ 端末購入プログラムの収支に関し、四半期ごとの収入（割賦代金、返却された端末の売却額及びその他に区分すること。）及び支出（端末の調達費用及びその他に区分すること。）の額について、様式4により、四半期ごとに、当該四半期の終了後2月以内に報告すること。
- ⑦ ①及び②による報告に関し、現に提供している端末購入プログラム（現に加入を受け付けているものに限る。）について、令和2年6月末までに報告すること。
- ⑧ ③から⑥までによる報告について、初回の報告は、令和2年1月から同年3月までの四半期に係る状況について、③から⑥までの期限にかかわらず、同年6月末までに行うこと。

以上

(様式1)

端末購入プログラムに係る端末販売の状況等報告

年度第 四半期

事業者名 _____

	月		月		月	
	全体	非回線 契約者	全体	非回線 契約者	全体	非回線 契約者
販売台数						
プログラムの対象となる 機種の販売台数						
割賦による販売台数						
プログラムの対象 となる販売方法に よる販売台数						
プログラム加入 者への販売台数						
一括による販売台数						
参考事項						

- 注1 該当する販売方法等が存在しない場合には、「-」と記載すること。
- 2 スマートフォンに係る販売台数を記載すること。
- 3 報告対象期間において、「通信役務の利用」等を条件とした端末購入プログラムと「通信役務の利用」等を条件としない端末購入プログラムの両方を提供していた場合には、それぞれの端末購入プログラムごとに別葉とすること。
- 4 「全体」欄には、回線契約者及び非回線契約者の別を問わず、全ての販売台数を月ごとに記載し、「非回線契約者」欄には、そのうち、非回線契約者に対する販売台数を月ごとに記載すること。
- 5 「プログラムの対象となる機種の販売台数」の項には、端末購入プログラムの対象となっている機種の販売台数を月ごとに記載すること。
- 6 「プログラムの対象となる販売方法による販売台数」の項には、割賦による販売方法のうち、端末購入プログラムの加入を選択することができるものによる販売台数を月ごとに記載すること。
- 7 「プログラム加入者への販売台数」の項には、端末購入プログラムに加入した者に対する端末の販売台数を月ごとに記載すること。
- 8 注記すべき事項がある場合には、「参考事項」の項に記載すること。

(様式2)

販売経路ごとの端末購入プログラムに係る端末販売の状況等報告

年度第 四半期

事業者名 _____

	月		月	月			
					
	全体	回線契約者	プログラム加入者	非回線契約者	プログラム加入者
販売台数					
店舗					
キャリアショップ					
その他					
電話					
オンライン					
参考事項							

- 注1 該当する販売経路で販売していない場合には、当該販売経路の項には、「－」と記載すること。
- 2 スマートフォンに係る販売台数を記載すること。
- 3 報告対象期間において、「通信役務の利用」等を条件とした端末購入プログラムと「通信役務の利用」等を条件としない端末購入プログラムの両方を提供していた場合には、それぞれの端末購入プログラムごとに別葉とすること。
- 4 「全体」欄には、回線契約者及び非回線契約者の別を問わず、全ての販売台数を記載し、そのうち、「回線契約者」欄には回線契約者に対する販売台数を、「非回線契約者」欄には非回線契約者に対する販売台数を、月ごとに記載すること。
- 5 「プログラム加入者」欄には、端末購入プログラムに加入した者に対する販売台数を月ごとに記載すること。
- 6 「販売台数」の項の「全体」及び「非回線契約者」の欄には、それぞれ様式1の「販売台数」の項の「全体」及び「非回線契約者」の欄と同じ数値を記載すること。
- 7 店舗、電話及びオンライン以外の販売方法がある場合には、「参考事項」の項に記載すること。
- 8 「キャリアショップ」の項には、いわゆるキャリアショップにおける販売台数を記載すること。
- 9 「その他」の項には、量販店等の「キャリアショップ」以外の店舗における販売台数を記載すること。なお、販売代理店が店舗以外において販売した端末がある場合には、それも含めて記載すること。

- 10 「電話」の項には、貴社が電話で販売した端末の販売台数を記載すること。
- 11 「オンライン」の項には、貴社がオンラインで販売した端末の販売台数を記載すること。
- 12 注記すべき事項がある場合には、「参考事項」の項に記載すること。

(様式3)

端末購入プログラム加入者のSIMロック等状況報告

年度第 四半期

事業者名 _____

1 (1) プログラム加入者に対する端末販売の状況

	月		月		月	
	台数	SIM ロック	台数	SIM ロック	台数	SIM ロック
回線契約者						
非回線契約者						
参考事項						

1 (2) プログラム加入者に対して販売した端末の購入後 100 日以内 SIM ロック解除の状況

	件数		
	月	月	月
回線契約者(通信契約を解約した者を含む。)			
非回線契約者			
参考事項			

1 (3) プログラム加入者に対して販売した端末の残債の免除等の状況

	金額		
	月	月	月
残債の免除の総額			
経済的利益等の総額			
参考事項			

2 当該四半期の二期前の四半期の最終月から3月間における月ごとのプログラム加入者に対して販売した端末の購入後 100 日以内の SIM ロック解除の状況

	当該四半期の 前々四半期の最 終月に販売した 端末		当該四半期の前 四半期の1月目 に販売した端末		当該四半期の前 四半期の2月目 に販売した端末	
	台数	100日 以内 SIM ロ ック解 除件数	台数	100日 以内 SIM ロ ック解 除件数	台数	100日 以内 SIM ロ ック解 除件数
回線契約者						

100日以内に通信契約を解除した者						
通信契約を継続している者						
非回線契約者						
参考事項						

注1 該当する者に対して端末を販売していない場合には、当該者の項に「－」と記載すること。

- 2 スマートフォンに係る販売台数及びSIMロック解除の件数を記載すること。
- 3 「1（1）プログラム加入者に対する端末販売の状況」の「SIMロック」の欄には、端末の販売時にSIMロックのかかっている端末を提供した台数を月ごとに記載すること。
- 4 「1（1）プログラム加入者に対する端末販売の状況」の「回線契約者」の項には、端末の販売時に端末購入プログラムに加入した者のうち、自社の通信契約を締結し、又は締結している者について月ごとに記載すること。
- 5 「1（1）プログラム加入者に対する端末販売の状況」の「非回線契約者」の項には、端末の販売時に端末購入プログラムに加入した者のうち、自社の通信契約を締結していない者について月ごとに記載すること。
- 6 「1（2）プログラム加入者に対して販売した端末の購入後100日以内SIMロック解除の状況」の各項には、端末購入プログラムに加入してから100日以内にSIMロック解除を行った件数を月ごとに記載すること。
- 7 「1（3）プログラム加入者に対して販売した端末の残債の免除等の状況」の「残債の免除の総額」の項には、端末購入プログラム加入者が受けた残債の免除の総額を月ごとに記載すること。
- 8 「1（3）プログラム加入者に対して販売した端末の残債の免除等の状況」の「経済的利益等の総額」の項には、端末購入プログラム加入者が端末購入プログラムの利用により得た経済的利益や対価等の総額（残債の免除の総額を除く。）を月ごとに記載すること。
- 9 「2 当該四半期の二期前の四半期の最終月から3月間における月ごとのプログラム加入者に対して販売した端末の購入後100日以内のSIMロック解除の状況」の表は、「当該四半期の前々四半期の最終月に販売した端末」、「当該四半期の前四半期の1月目に販売した端末」及び「当該四半期の前四半期の2月目に販売した端末」の別に記載すること。
- 10 「2 当該四半期の二期前の四半期の最終月から3月間における月ごとのプログラム加入者に対して販売した端末の購入後100日以内のSIMロック解除の状況」の「100日以内SIMロック解除件数」の欄には、それぞれの月に端末購入プログラム加入者に対して販売した端末について、加入から100日以内にSIMロック解除を行った件数を記載すること。
- 11 「2 当該四半期の二期前の四半期の最終月から3月間における月ごとのプログラム加入者に対して販売した端末の購入後100日以内のSIMロック解除の状況」の「100日以内に通信契約を解除した者」の項には、それぞれの月に端末購入プログラムに加入した者のうち、加入から100日以内に通信契約の解除を行った者について記載すること。
- 12 「2 当該四半期の二期前の四半期の最終月から3月間における月ごとのプロ

グラム加入者に対して販売した端末の購入後 100 日以内の SIM ロック解除の状況」の「通信契約を継続している者」の項には、それぞれの月に端末購入プログラムに加入した者のうち、通信契約を継続している者について記載すること。

13 注記すべき事項がある場合には、「参考事項」の項に記載すること。

(様式4)

端末購入プログラムに係る端末販売の収支の状況等報告

年度第 四半期

事業者名 _____

	金額
収入状況	
割賦代金に係るもの	
返却された端末の売却額	
その他	
支出状況	
端末の調達費用	
その他	
参考事項	

- 注1 スマートフォンに係る金額を記載すること。
- 2 端末購入プログラムに係る端末販売による収入及び支出の額について、当該四半期中の総額を記載すること。その際、百万円を単位として、百万円未満の端数を切り捨てて得た額を記載すること。
- 3 「収入状況」の項には、端末購入プログラムに係る端末販売により当該四半期中に実際に得た額を記載すること。
- 4 「割賦代金に係るもの」の項には、端末の割賦代金により当該四半期中に実際に得た額を記載すること。
- 5 「返却された端末の売却額」の項には、端末購入プログラムによる残債の免除時に返却された端末を売却することで当該四半期中に実際に得た額を記載すること。
- 6 「その他」の項に関し、端末購入プログラムへの加入又は利用に当たり、割賦代金の支払以外に必要な料金の設定がある場合には、項目を別に設け、当該四半期中に実際に得た額を記載すること。
- 7 「支出状況」の項には、端末購入プログラムに係る端末販売により当該四半期中に実際に支出した額を記載すること。
- 8 「端末の調達費用」の項には、当該四半期中に実際に支出した、端末購入プログラムの加入者に販売した端末の調達に係る費用の額を記載すること。
- 9 注記すべき事項がある場合には、「参考事項」の項に記載すること。